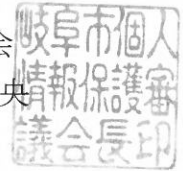


答 申 第 193 号
平成 28 年 9 月 7 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 氏



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年8月31日付け岐阜市健増第281号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜県（以下「県」という。）は、県民の健康づくりを推進するために策定した第2次ヘルスプランぎふ21（平成25年3月策定）を評価するとともに次期ヘルスプランぎふ21のほか、県の保健関連計画（第6期保健医療計画（平成25年3月策定）、第2期医療費適正化計画（平成25年3月策定）、第2次がん対策推進計画（平成25年3月策定）及び第2次食育推進基本計画（平成24年3月策定）をいう。）の策定のための資料とするため、県民の生活習慣及び健康に関する状況及び意識を把握することを目的とした県民健康意識調査を実施する。

調査対象者への調査票の配付に当たり、岐阜市の調査対象者に関する住所等の個人情報を保有していないため、県医療保健課は健康部健康増進課に対し、当該個人情報の提供の依頼があった。

そこで、岐阜市において調査対象者の抽出作業及び住所等の個人情報が記載されたタックシールの作成を行い、当該タックシールを県医療保健課に提供する。

(2) 提供する保有個人情報

調査対象者804人（男女それぞれ402人）の郵便番号、住所及び氏名

2 意見

原案どおり認める。